

令和四年秋田県議会第一回定例会会議録 第二号

議事日程第二号

令和四年二月十八日（金曜日）

午前十時開議

第一、一般質問（代表質問）

議事日程第二号の二

令和四年二月十八日（金曜日）

午後四時四十五分再開

第二、議案第一号 令和三年度秋田県一般会計補正予算（第九号）

第三、議案第二号 令和三年度秋田県下水道事業会計補正予算（第三号）

第四、議案第三号 令和三年度自然公園事業に要する経費の一部負担の変更について

第五、議案第四号 令和三年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について

第六、議案第五号 令和三年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について

第七、議案第六号 令和三年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について

第八、議案第七号 令和三年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について

第九、議案第八号 令和三年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

第一〇、議案第九号 令和三年度米代川流域下水道事業に要する経費の

第一一、議案第一〇号 令和三年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について

第一二、議案第一一号 令和三年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員 四十三名

一	番	小野	一彦	二	番	松田	豊臣
三	番	鳥井	修	四	番	高橋	豪
五	番	瓜生	望	六	番	島田	薫
七	番	宇佐見	康人	八	番	住谷	達
九	番	薄井	司	十	番	加賀屋	千鶴子
十一	番	吉方	清彦	十二	番	児玉	政明
十三	番	小山	緑郎	十四	番	鈴木	真実
十五	番	佐々木	雄太	十六	番	杉本	俊比古
十七	番	加藤	麻里	十八	番	小原	正晃
十九	番	佐藤	正一郎	二十	番	三浦	茂人
二十一	番	鈴木	健太	二十二	番	佐藤	信喜
二十三	番	今川	雄策	二十四	番	高橋	武浩
二十五	番	北林	文正	二十六	番	竹下	博英
二十七	番	石川	ひとみ	二十八	番	石田	寛
二十九	番	東海林	洋	三十	番	渡部	英治
三十一	番	原	幸子	三十二	番	工藤	嘉範
三十三	番	近藤	健一郎	三十四	番	加藤	鉦一

三十五番	佐藤賢一郎	三十六番	小松隆明
三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		
一 番	出席議員	二 番	松田豊臣
三 番	小野一彦	四 番	高橋豪
五 番	鳥井修	六 番	島田薫
七 番	瓜生望	八 番	住谷達
九 番	宇佐見康人	十 番	加賀屋千鶴子
十一 番	薄井司	十二 番	児玉政明
十三 番	吉方清彦	十四 番	鈴木真実
十五 番	小山緑郎	十六 番	杉本俊比古
十七 番	加藤麻里	十八 番	小原正晃
十九 番	佐藤正一郎	二十 番	三浦茂人
二十一 番	鈴木健太	二十二 番	佐藤信喜
二十三 番	今川雄策	二十四 番	高橋武浩
二十五 番	北林丈正	二十六 番	竹下博英
二十七 番	石川ひとみ	二十八 番	石田寛
二十九 番	東海林洋	三十 番	渡部英治
三十一 番	原幸子	三十二 番	工藤嘉範
三十三 番	近藤健一郎	三十四 番	加藤鉦一
三十五 番	佐藤賢一郎	三十七 番	三浦英一
三十八 番	土谷勝悦	三十九 番	鈴木英一
四十 番	柴田正敏	四十一 番	川口洋一
四十二 番	鶴田有司	四十三 番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
財政課長	村田詠吾

教育委員会教育長 安田 浩 幸  
警察 本 部 長 久 田 誠

●議長（柴田正敏議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

三十二番工藤嘉範議員、二十番三浦茂人議員、二十三番今川雄策議員、十九番佐藤正一郎議員、二十二番佐藤信喜議員、二十八番石田寛議員、十三番小山緑郎議員、三番鳥井修議員、八番住谷達議員、二十七番石川ひとみ議員、七番宇佐見康人議員、四番高橋豪議員、以上の十二名から一般質問主意書が提出されております。

本日は、三十二番工藤嘉範議員、二十番三浦茂人議員の代表質問を許すことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。まず、三十二番工藤議員の発言を許します。

【三十二番（工藤嘉範議員）登壇】（拍手）

●三十二番（工藤嘉範議員） おはようございます。自民党会派の工藤嘉範です。今二月議会で代表質問の機会を与えていただきました。誠に光栄です。ありがとうございます。

北京オリンピックも残すは今日含め、あと三日。本県の向川、立崎両選手と、冬季オリンピック過去最多メダル十七個を獲得中の日本選手団の活躍をたたえたいと思います。

この時期になれば思い起こされるのが、発生から間もなく十一年、東日本大震災です。天災は忘れた頃にやってくる。物理学者であり、随筆家の寺田寅彦の教え。絶対に忘れてはならぬ格言です。喉元過ぎれば熱さを忘れる。私も苦境の時に恩を受けた人を苦境が過ぎて忘れぬよう、日々感謝の心を持って精進してまいります。

はじめに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

四期目の当選を果たしてから「直言直行」、ストレートな発言にますます磨きがかかった佐竹知事ですが、昨年九月定例会の総括審査において、新型コロナウイルスのワクチンへの異物混入問題を巡り、厚生労働省に対して「頭が悪いやつばかりで困る」と述べた知事発言については、県民からの御意見などを踏まえつつ、我が会派議員からも苦言を呈される場面がありました。政府の権力に対して言うべきことは言う」と強気の答弁をされています。このほかにも、飲食業支援要望に来訪した本県選出国会議員への発言やパラリンピック学校観戦への批判、IOCバッハ会長に対する「馬鹿にするなよ」発言など、不安定なコロナ禍における大変な御苦労がおりと察するにしても、一部の県民が感じられているのと同様に、若干元気が良すぎるくらいもあるのではないかと私さへ感じています。知事自身も「言葉が過ぎる点はなるべく柔らかく言うように努力する」と釈明しております。

一方、知事の言わば歯に衣着せぬ物言いを評価する向きもありますが、これは指導者に与えられるものではなく、指導者に向かって物言える側近に称賛を与えるためにある言葉であり、どちらかという口数は少なく生真面目な秋田県民にとっては、余りにも「直言直行」だと反発もあるうかと思えますので、慎重な対応をとっていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

私たちにとって、先人の教えや歴史に学ぶことも大切なことの一つです。物事の失敗例や成功事例を先人の知恵や経験に学ぶ事象は多々あり、事象に関わった歴史上の偉人たちは、数々の名言、格言を残されており、ます。何百年経た現在まで語り継がれ、特に日本人の心に響いたのは、佐竹知事のDNA、ルーツとも言えるカテゴリーの偉人たちが、戦国時代や江戸時代の藩主、武将たちのメッセージではないでしょうか。武将北条氏綱は「勝つて兜の緒を締めよ」と遺言に残し、仙台藩の祖となった名将伊達政宗は「仁義礼智信」という儒教の教えを肯定しつつも、それ

が過ぎればかえって悪い影響を及ぼす、「過ぎたるは及ばざるが如し」と説きます。「人は城 人は石垣 人は堀 情けは味方 仇は敵なり」は武田信玄ですが、どんなに堅い城を造ったところで人の心がまとまっていなければ無意味であるということを言っています。

こうした歴史上の教えや偉人たちの行動の基を知事はどのように捉えていますか。佐竹県政の総仕上げの三年間、自らの思いをぶつけるばかりでなく、厳しく苦しい時世にあつて、分断ではなく県民の心を一つにするような高質なメッセージを発することに心がけ、心を砕いてもらいたいと思います。

知事の座右の銘は、一人の行いが全ての人々の心に響き、相乗的に功德が広がっていく「二人一切人」と伺っています。県民に響く行動とメッセージの発露をお示しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

「自助・共助・公助」を説かれた九代米沢藩主、上杉鷹山は、領地返上寸前の藩を再生した江戸時代屈指の名君であり、二〇〇七年に実施された読売新聞の日本の自治体首長アンケートで一位に挙げられ、今でも地元では鷹山公と慕われています。菅前総理大臣の座右の銘とも言うべき前述の名言以外にも「生せは生る 成さねは生らぬ何事も 生らぬは人の生さぬ生けり」「してみせて 言つて聞かせて させてみる」と、日本人である私たちの心に残り、その後の偉人たちも言葉の理念を長く受け継ぎ行動を示唆してくれています。

四期目佐竹県政は、副知事二人を一新、陶山理事をお迎えしスタートしました。理系人間と自負する知事が、これまで同様全ての先頭に立つことも理解できますが、若い副知事二人と共に県庁職員が超一体となり県民をけん引していく、多様性に満ちた若々しい秋田県を発信し、バトンを渡していく必要もあろうかと感じますが、知事の御所見をお伺いします。

トップリーダーの評価は、瞬時瞬時にされることばかりではなく、やがてその歴史の上で証明され評価が与えられるものだと思います。秋田

県政史上に佐竹ありと、次世代に名を記すため、残す在任期間三年をどのように邁進するのか、県民の心へ歴史に残るような高質なメッセージを届け続けてほしいと願いますがいかがでしょうか。

歴史上の指導者は、統治する民に共通となる指針、生きる言葉、訓を残し、民の心を一つにする強いメッセージを発信してくれました。知事のお考えをお聞かせ願います。

次に、「新秋田元気創造プラン」についてお伺いします。まず、数値目標の設定についてお伺いします。

昨年十二月の定例県議会で提示した「新秋田元気創造プラン」をはじめとした様々な素案で、具体的な数値目標の設定を見送ったことに対し異論が噴出したことから、一転、先月の県総合政策審議会に賃金目標などを設定した修正案を示され、今日からの議論を経て成案の見通しが見えてくるはずですよ。

知事は就任直後に「全てに一定の目標を作ろう」と心に決め、その意図として「何となくものをやっても何が成果か、何が結果なのか分からないから」と述べられています。県政課題に取り組み、その成果として航空機産業や秋田牛など米以外の農業分野での成果を誇らしげに語っておられる強い信念をお持ちの知事が、最後の仕上げとなるプランで目標となる数値から逃避するような考えをなぜ持たれたのか、また、数値目標の設定に至った今回の心境の変化についてお聞かせください。

次に、新プラン取りまとめの基本的な考え方のトップに挙げられた、賃金水準の向上についてお伺いします。

最も批判を受けたのが、賃金水準向上の目標値の設定でしたが、昨年、県が行った県内外の高校三年生から三十代までの約一万人を対象としたアンケート結果でも、「秋田に住みたいと思うためには、給与水準の向上」との回答が二二%で最多、三番目の「大手・有名企業が秋田に必要」の一四・五%を包括すれば、実に四割の若者が賃金が高く安定した職場を求めていることがわかります。また、県民の意識調査では、

重要課題として力を入れてほしいことのトップが三年連続で「若者に魅力的な働く場の確保」であることから、やはりこの問題に真正面から向き合い、人口の社会減抑制を柱に据えなければ、人口減少の解決への糸口も見いだせないと思いますがいかがでしょうか。

目標設定の方針転換後の指標として、東京、大阪、名古屋などの大都市圏を除く地方の賃金水準の平均値に近づけ、二〇二五年までには九五%、二〇三〇年には地方圏平均を目指す案を示されています。やはり大都市圏の賃金水準の突出は際立ち、現実的には大都市圏の賃金水準の平均値を目指すのは難しいのかもしれませんが、しかし、若者にとっては当然のことながら大都市圏の企業も就職先の選択肢としてあり、賃金の高い企業が魅力的に映るかもしれません。

すぐには難しいとしても、行く行くは大都市圏の賃金水準の平均値を目指す、または平均値を同程度にするのは難しいとしても、賃金が高い企業の絶対数を増やすことが必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

県が県内企業に賃金引上げを検討しているかを問うアンケートを実施したところ、三社に「一社は「検討、予定していない」との回答があり、このうち約八割は、利益が少ないなど経営に余裕がないことを理由に挙げております。しかし、現在職種によっては有効求人倍率が高止まりしている状況もある中で、賃金の引上げを行わない場合、人材不足に一層拍車がかかり、企業業績をより悪化させる懸念さえあります。

県としても積極的に企業に対し、賃金の引上げの必要性を認識してもらう必要があると思いますが、併せて知事にお伺いします。

次に、移住・定住施策についてお伺いします。

大都市圏と比較しつつ、本県などの地方にも経済的優位性があるのだとの誤解を招きかねないのが可処分所得という指標で、私たちが住む地方においては、可処分所得が高いから生活水準としては決して劣っていない、地方は暮らしやすいとの論調を聞くことがあります。果たし

てそうでしょうか。

可処分所得とは、所得から税金や社会保険料などの支払い義務のある金額を差し引いた金額であり、端的に言えば、その世帯における自由に使えるお金のこと、いわゆる「実収入」、「手取り収入」、世帯の消費力を表す言葉でもあり、ビジネス用語としても広く使われています。

この可処分所得を単純に比較対象の指標として活用する際の課題の一つが、調査におけるサンプル数だと思います。総務省が実施している家計調査での令和三年度現在の全国サンプル数は八千八百二十一世帯で、本県における世帯数は、秋田市百四、大館市二十六、合計百三十世帯であり、単身世帯を除く二人以上の家族世帯に限れば、わずか百二十世帯に過ぎず、しかも秋田市の世帯が八割を占めていることから、偏重感著しい指標が本県の豊かさを端的に表しているとは思えませんし、データのばらつきを示す分散がどうなっているのかを分析することも重要ですが、御見解をお聞かせください。

また、建設工事統計調査では、統計制度の信頼を損ねる失態を招いてしまいました。国土交通省が作成した統計資料では、家計の黒字、経済的豊かさは、可処分所得から食料、家賃、光熱水費などの必需品的な基礎的支出を差し引いた金額とされており、このデータでも本県の豊かさは、全国中位程度と評価されていますが、果たしてそうでしょうか。車、服、外食、旅行、家電製品などの贅沢的な支出は基礎的支出には含まれておりません。

子育て世代で首都圏からAターンし秋田での生活を始められた若い世代の声は悲痛です。「秋田では車を持たないと暮らしが成り立たない。しかも一人一台です」と。公共交通網が一気に脆弱化し、学校の統廃合も急速に進んでいる本県では、冬には自転車移動もままならないことから、子供の学校送迎はもちろん、買物難民回避に不可欠なのが自動車です。その生活の足である自動車を維持するために冬仕様の装備品が必須で、家を新築やリフォームするには構造や家電の寒冷地仕様が必要、冬

期間の暖房費は言わずもがなです。

さらに、この国交省のデータを検証すると、都道府県ごとの通勤時間を費用換算した経費、通勤の機会費用がトップの東京都が五万八千円ほどに對して、本県は一万六千五百円程度、全国で下から三番目です。実態とはかけ離れた統計調査の大きな誤解が生まれています。手取りから必要経費を引き、さらにこの安いと言われる通勤の機会費用を引いた金額、この数値が本県の豊かさを第十九位から第十五位へとさらに押し上げてしまいます。毎日の通勤・通学時間は首都圏より短く、満員電車の混雑によるストレスも少ないと一般論では評価し、帰宅時間も早まるため、睡眠・食事など生理的に必要な活動時間が全国トップクラス、ゆつくりと仕事の疲れをいやして、充実したライフスタイルを築くことができるとの評価は、私には実態を表しているとは到底思えません。

調査の分析に對するお考えと併せて、本県の状況に對する知事の御所見をお伺いします。

人口減少対策に真正面から向かい、この最大課題解決のために、県、市町村一体となった取組を進めています。Aターン、Uターン、移住・定住、交流人口に加えて関係人口など、本県に関心を持ち、やがてこの地に住まいを設けてもらおうとの取組のライバルは全国の道・県です。そのライバル争いから半歩でも抜け出すためには、実態に合った生活の豊かさ、端的に言えば賃金アップと暮らしの不便さの解消にほかならないと思います。

コロナ禍の影響と推測される、東京都の推計人口が二十六年ぶりに減少しております。転出が増え、人口の社会増が過去最低だったことと出生者が少ないことによる自然減が原因のようですが、東京都からの転出先は、近隣の神奈川県、千葉県が多いというデータが発表されていることから、リモートワークやワーケーションが定着するであろうコロナ禍後の社会に、本県が早計に人口増の活路、切り口を見つけようとするには若干無理があるかと思いますがいかがでしょう。

企業五千社に行ったアンケートの手応えや反応はその後どのようなになっているでしょうか。

賃金上昇への取組も必要ですが、ほかにも秋田県の地勢学的課題、例えば、日々の生活における雪の克服は、住んでから気づくことになり、また、年を重ねるごとに負担が増す想像以上に大変なことです。特に若い世代の転入者にとつて、克雪、公共交通、学校整備、住居負担の軽減、車社会への対応など希望の持てる施策、事業を推し進めてもらいたいと思いますが、ラストスパートへの道筋、知事の意気込みを是非お聞かせください。

次に、新プランの六つの重点戦略の一つと定めた、本県にとつても最も大事な農林水産業の政策ですが、まず、農林基金事業に替わる取組についてお伺いします。

昨年十二月の定例会には、「新秋田元氣創造プラン」の素案が示されたと同時に、本県農林水産業が時代の潮流に的確に對するための指針として、令和四年度から七年度までの四年間における「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」の素案が示されました。知事就任後、強烈なリーダーシップのもと制定された「秋田県農林漁業振興臨時対策基金」、いわゆる百億円基金の取組をもう一段ステップアップしつつ、次世代型農林水産業の推進など新たな視点を踏まえ、本県農林水産業の強化と成長産業化に取り組む意気込みが感じられる内容です。

平成二十三年度から始まった基金事業が本年度末をもって終了するに当たり、本県農林水産業に大きな成果を残した基金条例の取扱いについては、昨年十二月の当該委員会において、県当局から「本年度で一区切りをつける」との説明がなされたようですが、本県農林水産業の業界関係者からも絶大な評価があった農林基金事業に替わる、新たな取組などを考えているのでしょうか。知事にお伺いします。

次に、国が強力に推し進めようとしている「みどりの食料システム戦略」の有機農業政策についてお伺いします。

昨年三月に策定した第二期「秋田県有機農業推進計画」については、国の有機農業推進法に準拠した形でまとめられているものと理解しますが、今、国会では新法である「みどりの食料システム戦略」推進法の成立が、二〇五〇年脱炭素社会の実現に向けた第一歩としての重要法案として位置づけられており、もしこの法律が施行されれば、これに合わせ県計画の改定はなされるのでしょうか。

有機農業の課題については、県計画で認識されているとおり、本県でも取り組む担い手や面積が減少しています。全国でも二〇一八年データで農地の〇・五%にしか過ぎない有機農業農地を、国が掲げた「みどりの戦略」では、三十年後の二〇五〇年には全体の二五%、百万ヘクタールまで増やそうとの意気込みです。一体どうやって増やそうとしているのでしょうか。詳細な問題点を挙げればきりがありませんが、何点か指摘をしたいと思います。

みどり戦略の掲げる目標二五%は、有機JAS認証を受けなくとも同等の栽培をする面積も含むことになっていますが、認証を得なければそもそも有機と表示できず、メリットは薄いと思われず。有機農業を本場に拡大するならば、今の有機JAS基準の見直しは避けて通れないはずだと思いますがいかがでしょうか。

次に、栽培技術が確立されていないことが問題です。農薬や化学肥料を使わないため土壌の栄養分や病虫害が発生しやすいといった課題のある有機農業は、農家の経験に根差した技術が必要ですが、指導的人材がおらず、また、科学的な根拠も乏しい状況にあります。

先月末のテレビ番組、秋田市郊外、過疎化・高齢化が極めて著しい旧河辺町鶴養地区において、全国的にも有名で佐竹知事も大好きな秋田市の造り酒屋が、地域の農家を巻き込んだ無農薬栽培米に挑戦するドキュメンタリー番組が放送されました。紆余曲折ありながらも来年もまた作付しようという番組的にはハッピーエンドで終わる内容でしたが、本場に農業という捉え方をすれば、この先三年後、五年後、除草剤や殺菌防

除剤を使わず、また、適切に土壌栄養分を補給し、どのように優良酒米を生産し続けていくのか、その先の番組づくりを見たいと思います。私自身、米づくりを長い間経験してきたことからの実感であります。

夢を持ち、新規就農で有機農業を始める人が多い一方で、生産が安定せず、販路の確保が難しいことなどの要因で定着できずに離農する若者も多くいます。生産技術を学んだ人間が有機に進む、あるいは耕作地の一部で有機をまざるというのなら可能性はあるものの、慣行農業に比べ使える資材が限られ、難易度が上がるといえるのが厳しい現実です。

また、日本は、有機農業を広めるに当たって、雨が多く高温多湿で病虫害が発生しやすい、環境上不利な条件があります。不利な条件の下で行う有機農業をどのように捉えていますか。御所見をお聞かせください。

さらに、有機栽培農産物の販売価格、流通の経路などが全て明らかになっていない現状を踏まえると、国や県が計画で示すように面積拡大を大幅に図るのは、「言うは易く行うは難し」と危惧します。こうした難点をクリアしつつ、EUを見習っての「グリーン化政策」と「農産物の輸出促進」という二大政策課題を担う最大ポイントですから、どのようなプロセスで面積拡大を図り、数値目標を達成し、農家経営の安定性をどのように高めるのか、知事にお伺いします。

次に、林業の振興についてお伺いします。まず、新プランの戦略の鍵、成長産業化と脱炭素社会へ向かうために不可欠な再造林対策についてお伺いします。

本県のみならず、日本の林業においての最重要課題は再造林だと思えます。県議会でもこの問題について指摘されていますが、県当局からの見通しや取組への答弁は、実践的ではないと感じています。

再造林が進まない最大の要因は、長い間の木材価格低迷に伴う主伐収入の減少であり、森林所有者の主伐収入が再造林費用でほぼ消えてしまいう現状において、所得確保のための根本的問題解決には、再造林の省力化と費用の削減か、補助金頼みしかないのだと思います。

このように林業経営と行政の対応には厳しい現実が立ちほだかりますが、「豊富な森林資源が地域が、力を持つ要素の一つ」と知事が発言されているように、再造林政策は林業振興の基となる事業だと思えますので、御所見をお伺いします。

令和四年度当初予算に「カーボンニュートラルに挑戦する再造林拡大事業」八千七百万円余りが盛り込まれ、森林のCO<sub>2</sub>吸収量を確保しながら再造林を総合的に実施する予算が計上されました。県は、伐採面積に対する再造林率を現状の三割から四年後に五割への目標を掲げていますが、現状の三割が他県と比較して施策の貧弱さを想起させる低い数値であり、過去の遅れを挽回する五割目標について、山の荒廃を抑える根拠などを林業関係者や県民に丁寧を示すことも必要だと思えますが、知事の御所見を伺います。

次に、再造林の課題であるニホンジカ対策について伺います。

シカの増加による森林の著しい衰退が、人間の活動に起因しているとの明確な証拠がないため、これまで環境問題として取り上げられてこなかったニホンジカですが、今や、日本の森林はシカによって存続の危機にさらされると専門家が警鐘を鳴らしています。寒冷地である本県は、まだ深刻な影響が出ていないとはいえ、忌避剤の散布、植生保護柵や防護ネット設置、被害を受けた苗の補植などがコスト上昇への引き金となり、再造林低迷の要因につながりかねないと危惧します。

ニホンジカの繁殖状況、今後想定される影響、対策について、知事の御所見をお伺いします。

次に、森林環境譲与税についてお伺いします。

平成三十一年、関係法が成立し令和元年度から本県にも譲与が始まった森林環境譲与税ですが、国から地方自治体へ配分された譲与税のうち、令和元年度、二年度の五四％に当たる約二百七十一億円が未使用になっている実態が先日明らかになりました。

この税導入を巡っては、秋田県議会でも、人口で案分額が決まる要素

もあることから不公平感があるとの議論がなされ、人口が多い大都市への配分額が著しく高額となる点が指摘されました。結果として、大都市自治体を中心に適切な使途を見いだせていない実態があると指摘している報道もあります。広大な森林を抱える本県を含めた地方が配分基準の課題に連携する必要があるかと思えますが、知事の御所見を伺います。

次に、漁業の振興についてお伺いします。

近年、資源変動が著しい水産業ですが、全国で海を持つ都道府県は三十九あり、令和元年度における本県の海からの漁獲量は五千七百トン以下から三番目の三十七位、漁業の産出高になるとワランク下がって下から二番目の三十八位、わずかに二十六億円程度です。さらには、漁業従事者に目を向けると、平成三〇年十一月調査のデータによると、個人経営体五百九十のうち、専業が二百二十三、第一種兼業が百九十九経営体です。沿岸部の漁業者の方々の一人一人の顔までが見えるような小規模な産業ですが、全国三十三番目の海岸線、豊かな海を守り本県漁業を支えてくださっていることに敬意を表したいと思います。

しかしながら、近年、本県漁業就業者の減少と高齢化は著しく、後継者がいる個人経営体は約一割といった状況にあり、本県漁業が崩壊する恐れさえ生じているように感じます。

先日、漁業従事者確保について、興味深い施策を行っている事例の報道がテレビでありました。平成二十八年三月、議員仲間と調査に向いた経験のある島根県隠岐諸島、海士町の仕掛けでした。島留学、移住・定住促進の仕掛け、特産物の開発など今でも大きな話題となっている島の「海士町複業協同組合」という取組です。

海士町には、漁業や農業、畜産業、観光業など特色ある産業がありますが、その多くは、自然に寄り添う島らしく、季節によって繁忙期が異なります。季節を感じられる反面、年間仕事量のばらつきがあり、安定雇用が難しいという面があります。海士町に魅力を感じ移住を望んでも、働く場もハードルになっていることから、「繁忙期の異なる仕事を組み

合わせ、時期に応じて働く場所を変えていく」という組織横断的な複業スタイルの仕事を掛け合わせる仕組みを作りました。

秋田の冬期間における漁業従事は大変過酷な仕事と想像することは容易です。もしかしたら、通年の漁業従事も可能な魚種や養殖事業など確保されているのかもしれませんが、若い人材が就業のきっかけ、研修を受けてみようという柔軟な切り口も必要ではないかと、海士町の取組を知り感じました。このような事例を本県でも参考にする必要性があると思いますがいかがでしょうか。

県がこれまで新規就業者確保事業を推し進めてきた結果、新規就業者の就業率と定着率はどのように推移してきたのか。また、令和四年度予算では人材確保対策をどのように推し進めていくのか、知事にお伺いします。

次に、公的部門における処遇改善について伺います。

昨年十月、岸田文雄政権がスタート。内閣が掲げた「看護師・介護士・保育士の賃金アップ」が注目されており、令和四年度においては、県予算を通さない分を含め、本県において約二十三億円余りが事業所に配分される見込みのようです。報酬改定によるこれらの職種の処遇改善によって、民間全体の賃金引上げを促し、経済政策の柱に据える「成長と分配」の呼び水にしたいとの思いがにじみます。特にこれらの職業は、長い間仕事に対して給料が見合っていないと言われていたため、実際に働かれている方の期待や関心が極めて高い政策だと思えます。

他職種との給料格差に加え、首都圏などとの地域間格差が著しい本県にとって重要な政策でありますから、処遇改善によってこれら職種の本県における人材不足や過密労働の問題が解消されるものなのか、見通しについて知事と教育長に伺います。

今回の賃金向上を図る施策、報酬の改定は、歓迎されることであることとは間違いないのですが、同時に課題もあります。国の経済対策を受けた約二十三億円の処遇改善補助金においては、実際の配分をどうするの

かは事業所に任されており、賃金の向上幅は職員によって差が出る可能性がある問題、また、一定の条件の下、事業所の判断によって他職種に充てられるにしろ、処遇が改善されるのは職場において専門的分野など一定の役割を担う職種に限定されるのではないかと課題です。こうした課題は、事業所内の分断を生む恐れがあります。また、その懸念を解消するため独自に賃金の上乗せを検討することによる経営の圧迫も危惧されます。これでは現場への丸投げと思われるも仕方ありません。

事業所従業員全員の賃上げに踏み込まない政府の判断についての御認識と、補助金が適正に従業員の賃上げに反映されているのか担保できるようにすることも必要だと考えますが、知事と教育長にお伺いします。県民が生涯を通じて社会貢献を果たしながら、いきいきと暮らしている姿は何ものにも代え難い価値観だと思います。産業政策や観光文化スポーツの振興の目標を掲げても、やはり健康が第一です。「秋田元氣創造プラン」の戦略五に掲げる「健康・医療・福祉戦略」についてお伺いします。

まず、健康寿命日本一についてお伺いします。

健康寿命日本一を目指すアドバランを上げて二〇一七年度から始まった県民運動の成果ですが、二〇一九年の健康寿命は二〇一六年より延び、男性七十二・六一歳、女性七十六歳ちようどとなり、都道府県別で男性二十六位、女性十五位、女性は全国平均を上回ったものの、男性は下回ったままです。健康寿命の延びは感じられますが、まだ課題は多く、県民一人一人が生活習慣の改善を意識することが重要と実感しております。

男性の健康寿命日本一となった大分県は、前回調査の三十六位からの大躍進、三年間の大分県の取組に一体何があったのでしょうか。メディアにも取り上げられ周知のこともあるかと思いますが、県が開発した健康アプリ、歩いた距離のポイントで特典を与えられる取組や、若い世代に野菜摂取を進め、健康的な食事を提供するスタンプラリーなど、県

民を挙げて取り組んできた結果とも言えそうです。

そういう視点からすれば、本県の施策における具体的な事業については、日本一という大看板を掲げたものの、いまだ十分に機能してはいないと感じますがいかがでしょうか。

令和四年度予算で拡充・新規の「あきた健康宣言！」推進事業、生活習慣病対策事業の効果を期待するものですが、大分県の先進事例を参考に比較した場合、具体的な成果を出すという視点では若干の見劣りは否めないように感じますがいかがでしょうか。取組への意気込みをお聞かせください。

健康寿命と平均寿命との差、日常生活に制限のある「不健康な期間」をいかに短くするか、施設や病院に入らず在宅期間を長くし健康寿命を少しでも伸ばそうと、全国の自治体が必死にもがいています。このことと県民一人当たりの医療費をいかに安く抑えるのか、このことを両立させる一見無謀とも思える目標へ向かうことが、真に健康な秋田をつくることと思いませんかでしょうか。

現状の改善を担い、目標へ向かう最短の道しるべは、従前の介護予防をさらに進めたフレイル予防であり、単なる運動ではなく社会的に関わりを保ち続け、文化芸術と親しむ環境を整えることが大切です。

以前から何度もこの場で指摘してきたように、この取組に県内自治体の格差が生じていることは非常に残念なことですし、相変わらず介護保険料の全国トップクラスに県内自治体がランキングされている現実に愕然としてしまいますが、御所見と改善への意気込みをお聞かせください。

今回の「新秋田元気創造プラン」戦略五の成果指標として、現在、全国の十五番目と上位にある「県民一人当たりの医療費」を日本一低く抑える。もう一つは、健康寿命と平均寿命との差を日本一小さくする。この二点の数値をこの戦略全体のシンボルとして盛り込むことも一考と思えますが、併せて知事に後所見をお伺いします。

次に、介護人材確保対策についてお伺いします。

今さら言うまでもなく、介護の現場では極めて深刻な人材不足で、民間アンケートでは八割が人材不足であるという回答をしています。対策を講じなければ、高齢化に進展に伴う更なる状況の悪化は避けられないかもしれません。

処遇改善については先ほど述べましたが、これを好機と捉え、令和四年度において、人材の確保について本県独自の大胆な新規事業創出に大いに期待したところでしたが、従来どおりの認証評価事業や学校訪問活動などでは、現状が大幅に改善される期待感がしぼんでしまいます。介護現場の声を聞き、もっと積極的な戦略が必要だと思いますがいかがでしょうか。

有効な手段は、高齢になっても働き続けられる環境と御本人の意欲、ロボット、ICT技術の導入です。外国人技能実習生の受入れも、コロナ禍が改善されたとしても、恐らく地方にとってはハードルが高いことでしょう。令和四年度予算の介護人材確保対策事業の一段のステップアップと、新たな視点が不可欠と思いますが、知事の御所見をお伺いします。

例えば、人材不足の介護業界にとって、シニア世代は利用者の気持ちに寄り添える大切な人材です。退職者の再雇用はもちろん、他職種から、やる気があり、キャリアアップを目指すような意欲あるシニア世代の人材を登用したり、発足から四十年以上がたち、平成三十一年四月から派遣労働者の労働時間が週四十時間となったシルバー人材センターの更なる活用のための施策の充実も今後不可欠だと思いますがいかがでしょうか。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお伺いします。中国武漢から発症し、瞬く間に世界を混乱に陥れた新型コロナウイルス感染症は、日本での確認から二年以上が過ぎたにもかかわらず、いまだ収束の兆しも見えず、消えては現れるウイルスの変異株、現在は第六派オミクロン株の猛威に脅かされ、本県も経済や地域活動が大きな打撃を受け続けています。

まず、今日から競技が始まった鹿角国体の開催についてお伺いします。第六波からの特徴としては、若年層への感染が拡大し、県内においても認定こども園や小学校などの教育機関等でのクラスターが発生し、子供たちの濃厚接触者の増加、学級・学校の閉鎖もあります。そうした状況が拡大していく中で、子供たちの部活動、スポーツに限らず音楽などの文化部の活動についての制限が画的に発せられています。

時あたかも北京冬季オリンピック最終盤ですが、県内の子供たちからは、「なぜ鹿角国体は開催して、僕たち私たちの部活は活動休止なの」という率直な疑問が指導者に寄せられていると聞きます。まっすぐな県民の質問に即答できない自分がいます。知事自身は理路整然とされているようですが、県民にはうまく伝わっていないのが現状のようです。

鹿角国体は始まりましたが、記者会見などもうまく活用し、県民に分かりやすく伝える必要があると思いますが、知事からのいま一度の御説明と開催の意気込みについてお伺いします。

次に、飲食店支援についてお伺いします。知事は、飲食業界などからの要望、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく対応である、まん延防止等重点措置実施区域への適用申請を見送っています。本県に限らず「まん延防止」による短所要請が出されていない地域では、措置地域で休業や時短営業する飲食店よりも経営が悪化し、簡単に言えば「感染が拡大し閉店している地域の店が赤字、抑えて営業している地域の店が赤字」という皮肉な現状に、経営者からは悲痛な嘆きの声が寄せられています。全国的にも大きく取り上げられてきています。知事はこうした庶民の声をよそに「コロナ禍でもはやっている店はたくさんある」とのスタンスですが、そうした見解は絶対的な飲食店の状況をしっかりと把握されての認識なのでしょうか。

そうした訴えや疑問に、知事はストレートに、そしてスピーカーを最大限に發揮して答えられていますか。決してそうは思えません。現実の

飲食店街は全くといっていいほど人々の往来はありません。まん防を適用せず飲食店が通常営業しても良いのなら、感染拡大に配慮して飲食店に積極的に出かけ業界を支えてほしいとのメッセージを発するべきだと思いますがいかがでしょうか。知事の現実的な対応を求めつつ、御見解を伺います。

補正予算では、飲食のクーポン券を発行して飲食業の振興に役立ててもらおうとのプランがあるやに聞いておりますが、前回のクーポン事業と同じように、特定の店舗、高級志向の普段はなかなか行けないような飲食店に需要が集まるのではとの心配があります。前回の反省を踏まえ、飲食店支援の効果が広く行きわたるような、飲食店支援よりも消費者満足度達成の支援とならないような工夫は今回は絶対に必要と思いますがいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

経済や地域活動が大きな打撃を受けているとの認識の一方、コロナ禍ながら、国をはじめこの秋田県においても税収が好調だとの説明がありました。県税収入は、前年度比約百二十九億円増で一千億円に迫ると言います。しかし、県税収入増による県財政の改善、積立基金の改善など、明るい話題ばかりではありません。県税収入の伸びは全ての企業の業績がいいことを示唆しているとは限らず、痛みを抱えている事業者が多数いることをぜひ忘れないでほしいと願いますが、御認識をお伺いします。以上で私の質問を終わりますが、最後に、プロ野球の故野村克也監督は生前、九州平戸藩主の松浦静山が残した「勝ちに不思議の勝ちあり負けに不思議の負けなし」をたびたび引用されておりました。自民党が五十四年の間担い続けていた政権与党の座を下りた十二年前、平成二十二年一月の自民党大会の講演でも「勝ちに不思議の勝ちあり 負けに不思議の負けなし」と述べられ、負けるときには何の理由もなく負けるのではなく、必ず負ける理由があると説いてくださいました。人口減少、移住・定住、賃金向上、企業誘致、秋田県の課題を克服するためにも、なぜ今劣っているのか、その要因をしっかりと分析し、県民一丸となつて

前進する、その旗振り役を佐竹知事には大いに御期待をし、私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。工藤議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、私の政治姿勢についてであります。

社会経済システムや価値観が急激に変化する中、県民誰もがその能力を存分に発揮できる希望に満ちた社会への道筋をつけ、先人たちが築き上げてきた「ふるさと秋田」を新しい世代に引き継ぐことが、私の四期目に課せられた使命であります。

このため、県民等の意見も踏まえ、県政の重要事項等に関して様々な角度から考察を重ね、県政の方向性を定めてきたほか、国等に対しては、科学的知見や現場の声を踏まえた、より良い政策を実現して欲しいとの強い思いで、時に批判を受けながらも、言うべきことを申し上げてきたところであり、今後も、より適切な表現に努めながら、率直な意見や指摘等を行っていくべきと考えております。

また、四期目の県政を担うに当たり、私の考えやリーダーシップだけで、この大変革の時代を乗り越えられるものではないとの認識の下、若さと高い見識を兼ね備えた二人の副知事や、民間企業のトップとして女性活躍等を推進された陶山理事を起用し、これまでの県庁の常識にとらわれない新たな発想や考え方で、様々な政策の立案・実行に手腕を発揮してもらっております。

しかしながら、行政だけで人口減少問題をはじめ様々な県政課題を解決できるものではなく、県民の皆様と目標を共有し、総力戦で立ち向かうことが何より大切であります。

私の座右の銘である「一人一切人」の言葉のとおり「一人の努力は多くの人々に波及し、その結果、多くの人々の努力を促し、より良い社会

が築かれる」よう、今後も県民の皆様のためには、後押しし、一丸となってこの難局の時代を乗り越え、新時代の秋田を築いてまいります。

次に、「新秋田元気創造プラン」の、数値目標の設定についてでございます。

新プランに掲げる施策の実効性を確保するためには、年度ごとに適切な目標値を設定し、施策の効果の確に把握した上で課題を分析して改善につなげていくという、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理が重要であると考えております。

こうした観点から、素案では、政策評価制度との関係性に重点を置き、評価の実施時期までに実績値が判明し、施策の成果や課題を定量的に把握できる指標について目標値を設定したものであります。

これに対し、特に県民の関心が高い指標については明確な目標値を設定すべきであるとの意見などを踏まえ、県民にとって分かりやすく、共に取り組んでいくための目標値の設定が新プランの推進に必要であると考え、指標を見直すことにしたものであり、このうち、人口や賃金水準については、中期的な観点から目標値を設定することにいたしました。

大変革の時代の中、変化を恐れることなく果敢にチャレンジを続けていくことが必要であり、最重要課題である人口減少問題の克服にしっかりとした道筋をつけるという強い覚悟を持ちながら、実効性の高い施策に取り組んでまいります。

次に、賃金水準の向上であります。

人口の社会減を抑制するためには、若者の県内定着・回帰の促進が最も重要であり、賃金格差の是正に向け、人への投資やイノベーションの創出により成長産業を育成するなど労働生産性を引き上げるとともに、誘致企業にも本社並みの賃金を要請し、地元企業への波及を促すなど、賃金水準の向上に取り組んでまいります。

また、目標とする賃金水準については、社会減の大きな要因になって

いる大都市圏との格差の是正に向け、第一歩として、産業構造が大きく異なる三大都市圏を除いた地方圏の平均を目指すことにしております。

このため、新プランでは、成長分野への県内企業の新規参入と県内でのサプライチェーン形成を促進するとともに、リーディングカンパニーを中心に、地域内取引を活性化させ、県外への高付加価値製品の出荷を増やす取組を強化していくほか、デジタル技術を活用した付加価値の創出、職業訓練等による産業構造の変化に対応した労働移動、社債を活用した有利な制度融資、経営資源の融合や入札制度等における優遇措置などを予定しており、横断的・集中的に取り組むことで、賃金水準の高い企業を確実に増やし、目標の達成につなげてまいります。

さらに、県内企業においては、新卒者が減少し、採用が難しい状況にあることから、私自身も商工団体の会合などで、経営者の方々に対し、人材確保に向けた賃金水準上げの必要性を強く呼びかけており、今後も、あらゆる機会を捉え、賃金水準の向上を要請してまいります。

なお、自由経済の社会においては、行政施策のみで全てをカバーすることは困難であり、賃金水準の向上を強力に推し進める過程においては、成長産業の伸長と時代と沿わない産業や業態の退潮という、いわば産業構造の新陳代謝が伴わざるを得ないことは認識すべきことであると考えます。

次に、移住・定住施策でございます。

秋田暮らしの魅力を示す家計の収支に関する指標において、可処分所得はサンプルが偏在しており、県全体の状況を示すものとしては適切でなく、また、収支をより実態に近づける必要があることから、生活必需品等の基礎支出に加え、自動車購入費や維持費等の裁量的支出も控除した数値で、秋田市と東京二十三区との比較という形で提示しております。

移住希望者が求める豊かさやニーズは多種多様であり、個人の価値感によって異なることから、引き続き、全国トップレベルの住環境や教育環境、安全・安心な子育て環境など、様々な切り口から大都市等との違

いを分かりやすく伝えてまいります。

また、リモートワークなどの新しい働き方の広がりや踏まえた対応については、アンケート調査で前向きな回答があった企業を中心に、これまで約百九十の企業と個別交渉を行った結果、十三人のリモートワーク移住が実現したほか、社員の移住に向けて具体的な検討を行う「パートナー企業」に三社を認定したところであります。

リモートワークやワーケーションによる人材誘致は、様々な人口減少対策の一つであり、これだけで全てを解決できるものではありませんが、手厚い支援制度や自然災害が少なく企業のリスク管理の面で優れていることなど、東京近隣県との違いをPRするとともに、IT企業へのアプローチを強化するなどして、更なる誘致拡大を図ってまいります。

人口減少問題の克服に当たっては、若者の回帰・定着が重要であることから、新プランにおいて、賃金水準の向上とともに多様なモビリティサービスの普及や質の高い教育の確保を図るほか、ダイバーシティの推進により誰もが活躍できる秋田を目指すなど、全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、農林水産政策について、農林基金事業に替わる取組でございます。

私は、「農業は秋田の土台であり、農業の発展なくして秋田の発展はない」との信念の下、知事就任以来、長年の課題である米依存からの脱却と複合型生産構造への転換に一貫して取り組んでまいりました。

その実現に向け、平成二十二年度に農林漁業振興臨時対策基金を創設し、国の政権交代に伴う政策転換や、コメ政策の見直し等の農政改革、スマート農業の進展など、激変する農政の中にあっても構造改革の歩みを止めることがないよう、メガ団地等の意欲的な取組を支援してきたところであります。

この結果、農業産出額の増大のほか、農家の意識変革や、農業団体と行政が一体となった施策の推進体制の構築など、基金の所期の目的は達

成したものと認識しております。

新たなビジョンにおいては、我が国の食料安全保障に貢献する観点から、「農業の食料供給力の強化」を目指す姿として掲げたところであり、スマート農業技術により稲作の徹底的な省力化を図りつつ、園芸品目の生産性向上に向けた取組を強化し、複合化路線をさらに前に進めてまいります。

また、林業・木材産業においては、森林資源の循環利用とカーボンニュートラルの実現に向け、再造林対策を重点的に進めるほか、水産業については、その持続的な発展に向け、新たに蓄養殖に取り組んでまいります。

農林基金は終了いたしますが、今後は市町村や関係団体と目標を共有し、効果が期待できる事業については重点的に予算配分を行いながら、新ビジョンに基づく施策を積極的に展開し、農林水産業の成長産業化を図ってまいります。

次に、有機農業政策でございます。

有機農業の拡大に当たっては、病害虫防除や除草に要する労力が最大のネックになっていることから、まず、生産面において、生物農薬や作業機械の開発を進め、農家が一般的に活用できる栽培技術として標準化する必要があります。

また、経営面においては、しっかりと収益を確保できるよう、消費者の信頼を担保できる有機JAS認証制度を活用しつつ、有機農産物を適切に評価するマーケットを拡大していくことが求められます。

「みどりの食料システム戦略」に掲げる高い目標の達成には、こうした根本的な課題を解決する必要があることから、国に対し、大手メーカー等とタイアップした技術開発を進めるとともに、社会全体で有機農産物に対する理解が進むよう、働きかけてまいります。

このほかにも様々な課題がありますが、当面の取組としてほ場の面的集約が効果的であることから、地域ぐるみで取り組むモデル地区の育成

や、若手農業者のネットワーキングづくりを進めるとともに、指導者の養成や、実用化されている除草機械の導入支援等を行い、有機農業の裾野を広げてまいります。

なお、県の推進計画の改定は、有機農業推進法に基づく国の基本方針の見直しに即し昨年三月に行ったところであり、みどり戦略に基づいて具体化される施策を積極的に活用しながら、その推進を図っていくこととしております。

次に、林業の振興でございます。

再造林対策についてであります。

森林資源は、「伐って・使って・植える」といった循環利用を行うことで、永続的に地域の発展に活用できるものであり、本県のスギ人工林が利用期を迎えた今、再造林は次代の林業・木材産業振興の礎となるものであると認識しております。

しかしながら、その林齢は、五十年生前後に偏っており、森林の多面的機能を確保しながら、途切れることなく利用していくためには、生育がよく林道からの距離が近いところで再造林を着実に進め、地形が急しゅんなどところは広葉樹林に転換するなど、林齢構成の平準化を進めていく必要があります。

こうした基本的な考えの下、再造林率を段階的に引き上げ、令和七年度には五割を達成し、将来的には条件の良い適地の全てにおいて、再造林が行われる形をつくっていきたいと考えております。

そのためには、森林所有者の経済的負担感と、先々の管理への不安感を軽減する必要があることから、業界団体と協議を重ね、来年度から、林業経営体に造林地を集積し、低コスト再造林と植栽後の保育管理を一括して行う仕組みを導入してまいります。

また、新たな再造林対策が円滑に進むよう、造林地の出し手と受け手の双方に助成措置を講ずるとともに、法令制限や地形にに応じて、災害リスク等を考慮した伐採方法を判断し、収支プランも示しながら、所有者

に再造林を働きかける「あきた造林マイスター」を育成してまいります。

もとより、再造林は、百年先の姿を見据えた息の長い取組になることから、林業関係者と連携し、林業・木材産業の振興やカーボンニュートラルへの貢献、さらには、県土の保全等に果たす役割の重要性を広く県民に発信しながら、再造林の拡大に向けた機運を醸成してまいります。

次に、ニホンジカ対策でございます。

本県では、令和二年度に百十七頭の日撃情報寄せられるなどニホンジカは増加傾向にあり、県内での繁殖が確認されておりますが、現時点では低密度状態が維持されているものと考えております。

また、森林被害については、これまで県内では確認されておりませんが、東北では、令和二年度に岩手、宮城、福島の三県で、合わせて四十九ヘクタールで被害が確認されております。

今後、県内で生息数が増加していくことになれば、造林後の苗木が被害され、造林地を囲む防護柵や苗木を保護するチューブの設置など、コストが大幅にかかり増しとなり、再造林の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。加えて、森林の下層植生が失われることにより、降雨時に土壌流出が発生し、公益的機能が低下するほか、農作物への被害が拡大するなど、影響が広範に及ぶことが懸念されます。

このため、今年度末に策定する「第二次ニホンジカ管理計画」に基づき、越冬地における群れ単位での捕獲方法の実証のほか、わな捕獲の実技講習や冬期における猟銃捕獲の実施など、ニホンジカの生息域や個体数がこれ以上拡大しないよう、関係者と一体になって捕獲圧の強化に取り組んでまいります。

次に、森林環境譲与税でございます。

譲与税が、森林の少ない都市部の自治体にも配分されることについては、山村地域との交流や、公共施設の木質化等への活用が想定されており、森林への理解醸成や県産材の販路開拓を図る観点から、本県にとっても意義のあるものと捉えております。

現に、コロナ禍においても、首都圏の自治体が譲与税を活用し、植樹活動を通じて県内の市町村と交流したり、本県産の木製品を公共施設に使用するなどの事例も見られております。

一方で、譲与税が基金に積み立てられている自治体が多いことから、県内市町村に対し、都市部との連携構想の有無のほか、使途に関する課題や要望、今後必要となる森林整備の所要額などを調査し、実態を把握してまいります。

国では、使途や効果を検証し、必要に応じて譲与基準等を見直すことにしていることから、県としましては、調査結果を踏まえつつ、他県とも情報交換しながら、配分方法や使途に関する課題等を国に伝え、本県の森林整備に十分活用できるように、強く働きかけてまいります。

次に、漁業の振興であります。

海士町では、地域の担い手不足の解消などを目的として「複業協同組合」を設立し、島全体の様々な産業を組み合わせ、移住・定住の促進に取り組んでおり、漁業の活性化にも効果を挙げていると伺っております。本県においても、地方回帰の流れを踏まえ、農山漁村に滞在して自分の仕事を継続し、一定の所得を確保しながら農林漁業にも従事する、いわゆる「半農半X」を推進することにしており、本年度は、八峰町において七名が体験いたしました。このうち一名は、ハタハタの仕分け作業に従事しており、本県漁業への関心を高める手法として「半農半X」が有効であることから、来年度においても、漁業にも目が向けられるよう取り組んでまいります。

また、新規就業者の確保については、平成二十八年度に、トライアル研修を開始するとともに、令和元年度には「あきた漁業スクール」を開設し、底曳き網や延縄等の漁業種類ごとに実践的な研修を行ってまいりました。

その結果、平成二十八年度以前は年間三名程度であった研修者が、今年度は十三名となったほか、研修修了生の就業率は約八割、三年後の定

着率も九割を超えるなど、成果が現れてきております。

来年度は、サラリーマンや若者など、幅広い方々が研修に参加できるよう週末に集中的に実施し、スマート漁業の体験メニューを追加するなど、より多くの新規就業者の確保につながるよう工夫を重ねてまいります。

次に、公的部門における処遇改善でございます。

今回の措置は全国統一ルールで実施されるもので、他県との賃金格差の解消に直接結びつくものではありませんが、他の職種との格差の縮小は期待できることから、人材確保に資するものと考えております。

また、看護や介護の現場では、看護師や介護職員、理学療法士など様々な職種の連携によりサービスが提供されていることから、事業者において職種間のバランスを考慮した上で、その対象を柔軟に設定できる仕組みになっており、本県としても、これまで介護職員処遇改善加算等については、国に柔軟な配分を可能にするよう要望してきたところであります。

なお、今回の補助金については、現行の処遇改善加算等と同様、職員賃金等に充てられていない場合は返還を求める仕組みになっており、県において、事業者から提出された計画書と実績報告書を丁寧に確認するなど、職員の賃上げに確実に反映されるよう対応してまいります。

次に、「健康・医療・福祉戦略」について、健康寿命日本一についてであります。

これまで健康づくり県民運動推進協議会が主体となり、栄養・食生活や運動、喫煙などの生活習慣の改善、健（検）診受診の勧奨など、県民や関係機関が一体になって行ってきた県民運動の成果として、令和元年の健康寿命が前回よりも大幅に改善したところであります。

とりわけ、市町村と連携して育成した、地域での健康づくりを担う健康長寿推進員や健康づくり地域マスターの活動により、自分の健康は自分で守るといふ県民の意識が徐々に醸成された効果が大きいものと考え

ております。

今後、その成果が安定的に表れるよう、育成してきた人材の活動支援を行うとともに、新たに有識者や関係機関からの提言等を踏まえ、アプリを活用したウォーキングイベントの開催や、循環器病の予防に向けた普及啓発、ICTを活用した小学生向けの啓発などを実施してまいります。

また、高齢化が進む本県においては、不健康な期間を短縮することにより、医療費や介護保険料の低減が期待されることから、引き続き市町村等と連携しながらデータヘルスの推進や、地域でのフレイル予防の活動を担う人材の育成に加え、他県に先駆けた働き盛り世代を対象としたオーラルフレイル予防に取り組むほか、高齢者の社会参加につながる、趣味・創作活動等を行う通りの場の充実に努めてまいりたいと考えております。

「新秋田元気創造プラン」では、県議会や県民からの御意見を踏まえ、様々な健康に関する指標の中から、総合的で分かりやすい健康寿命を成果指標と位置づけることにしており、健康寿命日本一の達成に向け、オール秋田での取組を一層推進し、生きがいや豊かさを実感できる健康長寿秋田の実現を目指してまいります。

次に、介護人材確保対策であります。

介護ロボットやICT導入の助成については、事業者からの要望が多いことから、今年度、支援対象を三倍程度に増やしたところであり、来年度に向けては業務改善の取組などに関して一定の要件を満たす場合は補助率を引き上げるなど、介護現場の意見を伺いながら、事業を展開しております。

また、介護人材の確保については、元気な高齢者などを対象とした入門研修や職場体験等、これまでの取組に加え、シルバー人材センターの活用を広く事業者に働きかけるなど、多様な人材の参入を図ることが重要であると考えております。

今後、認証取得により職場環境が改善された好事例をはじめ、介護職のやりがいやキャリアアップの例について、SNSも活用しながら情報を発信するなど、幅広い年齢層に向けた介護職のイメージ向上を図り、人材の確保を一層進めてまいります。

次に、鹿角国体の開催でございます。

県内における感染の拡大に伴い、特に屋内スポーツ大会や学校内でのクラスターが全体的に発生していることから、現在、部活動等については、直近に大会を控えている場合を除き休止しているところであります。

こうした中においても、先月下旬の栃木国体をはじめ、全国中学校体育大会冬季大会やインターハイなど、まん延防止等重点措置が発令されている地域を含めて大会が順次開催され、当然に本県からも多数の選手を派遣し、その活躍が報告されております。

全国的に感染が広がる状況下での国体の開催について、様々な御意見があることは承知しておりますが、県民の命と生活を守りながら、社会経済活動を止めないことも重要であると考えております。

そのため、鹿角市をはじめとする主催者間で協議を行い、事前のPCR検査や現地での継続的な抗原検査の実施、新型コロナウイルス対応救護所の設置、陽性者等に対応する宿泊待機施設の確保など、医療関係者の協力を得ながら、可能な限りの対策を講じた上で開催することを決断したものであり、記者会見や新聞広告等を通じて県民にも御理解と御協力をお願いしてきたところであります。

昨日開会した鹿角国体は、本日から本格的な競技が開始されており、これまで努力を重ねてきた選手が十分に実力を発揮できるよう、ウィズコロナ時代における安全・安心な大会の運営に努めてまいります。

最後に、飲食店支援でございます。

県内では感染が拡大した先月以降、飲食店におけるクラスターが少ないことから、飲食店に的を絞った対策では感染防止の効果が限定的と考えており、「感染症のまん延を防止するため、業態等を絞った措置を機

動的に実施する」という新型インフルエンザ等対策特別措置法等の趣旨を踏まえると、まん延防止等重点措置の適用要請には至らないものと認識しております。

県では、飲食店を安心して利用してもらえよう、認証取得の更なる推進とともに、県民に対し、長時間を避けたマスク会食などをお願いしているほか、新たな飲食券の発行事業を検討しているところであります。前回のプレミアム飲食券においては、秋田経済研究所の調査によると、「これまでもよく利用している行きつけの飲食店」の利用が最も多く約六七%になっております。

こうした調査結果を踏まえ、新事業実施の際には、飲食店においても特別メニューの設定など誘客に向けた努力をしていただくとともに、メディア等を通じ、県民に幅広い飲食店の応援を呼びかけてまいります。

なお、事業者支援については、飲食店及び関連事業者への支援金事業などの施策に取り組んできており、今後も、国の支援事業の活用を促すとともに、コロナの一定の収束期を見据えながら、業態転換や商店街・飲食店街が実施する消費喚起事業などへの支援を行ってまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 工藤議員から御質問のありました公的部門における処遇改善のうち、私からは保育士等に関する部分についてお答えいたします。

今回の政府の取組は、県内における他の業種との給料格差や人材不足の解消につながるとともに、保育士等に加え、調理員など施設に勤務する他の職員も対象となることから、幅広い職種での賃金向上が期待できるものと考えております。

処遇改善に当たっては、事業計画や実績報告により、職員に適正に配分されていることが確認できるものとなっておりますが、国の基準に比べて職員を多く配置している施設においては、一人当たりの賃上げ額が

少なくなる場合も想定されることから、実態に応じた賃金改善が図られるよう、関係団体と協議しながら、補助額の算定方法の見直しなど制度改善について、国に対して要望してまいります。

私からは以上であります。

●議長（柴田正敏議員） 三十二番工藤議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後一時再開

一	出	二	四十三名
番	席	番	松田豊臣
鳥井修彦	高橋豪	島田薫	住谷達
瓜生望	島田薫	住谷達	加賀屋千鶴子
宇佐見康人	八番	八番	児玉政明
薄井清彦	十番	十番	鈴木真実
吉方清彦	十二番	十四番	杉本俊比古
小山緑郎	十四番	十六番	小原正晃
佐々木雄太	十八番	二十番	三浦茂人
加藤麻里	二十番	二十二番	佐藤信喜
佐藤正一郎	二十二番	二十四番	高橋武浩
鈴木健太	二十四番	二十六番	竹下博英
今川雄策	二十六番	二十八番	石田寛
北林丈正	二十八番	三十番	渡部英治
石川ひとみ	三十番	三十二番	工藤嘉範
東海林洋	三十二番	三十四番	加藤鉦一
原幸子	三十四番	三十六番	小松隆明
近藤健一郎	三十六番		
佐藤賢一郎			

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十番三浦議員の発言を許します。

【二十番（三浦茂人議員）登壇】（拍手）

●二十番（三浦茂人議員） 会派みらいの三浦茂人です。代表質問の機会をいただき、先輩同僚議員の皆様感謝申し上げますとともに、傍聴にお越しいただきました皆様厚く御礼申し上げます。

はじめに、「新秋田元気創造プラン」についてお伺いします。

まずは、「モニタリング指標」の導入についてであります。

このたび、「新秋田元気創造プラン（案）」の策定に当たり、「モニタリング指標」の導入が物議を醸しました。特に問題となったのは、それが目標値を設定しない指標であること、そしてその指標が県政最重要課題である人口減少問題や賃金水準向上等の評価指標となっていたことに起因することは御承知のとおりであります。

修正後の新プランにおいても「モニタリング指標」がなくなったわけではなく、「経過検証指標」と名前を変え、四十一指標から三十一指標に減らしながらも残っています。

なぜ、県政の重要課題に取り組むに当たり、ややこしい「モニタリング指標」を導入しなければならなかったのでしょうか。まずはいま一度、

県民の皆様にも合点がいくように、導入に至る経緯や考え方について、知事の御所見をお聞かせください。

目標のないところに結果はありません。結果のないところには責任もありません。責任のないところには反省もありません。反省のないところには改善策は生まれません。そして改善策がなければ発展はありません。

次に、賃金水準向上についてお伺いします。

はじめに、賃金水準向上の目標についてであります。

賃金水準の目標について、報道によると、知事は「日本中、どの県も政府も目標を決めているところはない。労働界、経営者、どちらからも具体的な数字を出さなるとは経済学的に非常識と言われている」と発言しています。目標を決めているところはないという発言は、間違いが指摘され訂正したようですが、では、「労働界、経営者、どちらからも具体的な数値目標を出すことは経済学的に非常識」という趣旨の発言は事実なのでしょうか。お聞かせください。

本当だとしたら、一月下旬に配布された修正版の新プランで、目標値のない「モニタリング指標」から目標値のある指標に変更された賃金水準の目標は、「経済学的に非常識」な県政運営指針ということになってしまいます。それは決して看過できるものではありません。どこの誰にとは聞きませんが、同じ秋田県民として恥ずかしい限りです。労働界、経営者、どちらにも県の施策を理解していただけるよう、この際、知事からきちんと説明してはいかがでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

また、賃金水準向上プロジェクトの狙いには、「『労働生産性』と『県内就業率』の向上により『一人当たり県民所得』を押し上げることとあります。そのため、新プラン最終年の二〇二五年までに地方圏平均の九五％を賃金水準の目標値に設定しました。高い目標は大いに結構で

すが、現状値との比較では約三十三万円と大きな開きがあります。まずは、東北六県の平均をクリアする、あるいは地方圏平均を目標に全国四十五位からの脱却を目指すといった、より現実的な目標設定があつてしかなるべきと思いますが、知事の御所見をお聞かせください。

ちなみに、直近の実績値では、東北で地方圏平均四百六万四千円を上回っているのは宮城県の四百二十三万九千円のみで、他の五県はいずれも四百万台には及びません。東北六県の平均が三百六十九万三千元。宮城県、福島県以外の四県は東北平均よりも低い水準にあるという現実も直視する必要があると思います。

労働生産性も同様に、本県が東京圏の七六％で全国三十八位ならば八〇％を目指し、全国平均が東京圏の九割ならば次の目標は全国平均を目指すといった、県民にとつても分かりやすい目標を明確に掲げるべきではないでしょうか。

同じく県内就業率も、本県が五〇・三％で全国二十四位。全国平均が五一・九％だとすれば、まずは全国平均を達成する、そして次は東京圏五四・二％を目標とする、といった目標設定の考え方も可能ではないでしょうか。

労働生産性と県内就業率が向上すれば一人当たり県民所得が押し上げられる、と新プランでは分析しているわけですから、正にこれこそが目標値になり得るではありませんか。知事の御所見をお聞かせください。これら三つの指標は、新プラン修正後も目標値設定のない「経過検証指標」となりました。賃金水準の向上に真正面から取り組むのであれば、当然「成果指標」とすべきと考えますが、知事の覚悟のほどをお聞かせください。

次に、賃金水準向上に関する当初予算案についてお伺いします。

新プランでは、賃金水準向上の一環として、主な取組の一つに賃金の引上げに取り組み県内企業等を応援する制度の創設を掲げました。非常に関心を持って注目していましたが、それを反映した当初予算案に目を

転じると、貸金水準の向上につながる取組には約四百三十七億円、貸金向上関連融資事業には約二十九億円を計上しています。また、貸金水準向上に取り組む企業等への優遇策として、各種補助制度、入札・融資制度などを盛り込んでいます。

その取組姿勢は大いに評価したいと思いますが、中身を見れば、果たしてどれだけの実効性があるのか心配になります。

入札における優遇の要件では、実際に貸金水準を引き上げた者、貸金水準の対前年増加率、貸金水準の全国平均を超えた場合など、実績に基づいて優遇措置の判断が下されるので客観的なエビデンスがあります。しかし、補助制度、融資制度においては、大半が給与総額及び初任給を引き上げるための「計画の策定」が優遇要件となっており、別の言い方をすれば、計画さえ策定すれば優遇措置が受けられるということになります。また、計画が未達でもペナルティーはありません。優遇要件である計画策定が、貸金水準向上に向けた気づきや動機づけのきっかけにはなるかもしれませんが、では、その計画の有効性をどのように担保するのか、知事の御所見をお聞かせください。

また、優遇要件にある「給与総額」は、どのように考えればよいのでしょうか。従業員が増えれば、賃上げしていかなくても給与総額は増える可能性があります。相対的に高い給与の定年退職者と新人が入れ替わった場合、賃上げをしても給与総額が増えない場合もあります。一人当たり貸金水準の対前年増加率を優遇要件とする制度もありますが、この「給与総額」の判断基準は何か、一考の余地はないのか、知事の御所見をお聞かせください。

また、優遇策は、社債発行で資金調達ができる中堅クラス以上の企業や、中核企業、上場を目指すリーディングカンパニー候補企業などを対象とし、いわば経営基盤の強い中堅企業を貸金水準向上のけん引役として期待する施策とも受け取れます。本県の中小企業数は約三万三千社。従業員数は約二十四万四千人ですが、では、対象に見込む企業数や従業員

員数の県全体に占める割合はどれくらいを想定しているのでしょうか、お聞かせください。

本県企業の九九・九%が中小企業です。前述の中堅・中核企業には該当しない圧倒的多数の中小零細企業には、今後どのような施策を検討していくのでしょうか。避けては通れない重要な視点です。併せて知事の御所見をお聞かせください。

貸金水準向上に資する施策に多額の予算を計上する以上、どれほどの成果が得られたのか、中小零細企業への波及効果は生まれたのか、真剣に見極めて検証していかなければなりません。中堅・中核企業の応援だけで終わったとならないようにするために、どのような進捗管理を講じていくのか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、法定外福利厚生の実態についてお伺いします。

新プランの策定に当たり、初任給や貸金水準の向上に耳目が集まるのは当然としても、企業の魅力は賃金のみで決まるものではありません。給料以外の報酬、サービスにも耳を向ける必要があります。それは、福利厚生であります。その充実度によっては、採用活動や人材定着にも影響を及ぼします。一例を挙げると、研修制度や資格取得手当、出産・育児のための有給休暇、リフレッシュ休暇など様々あるでしょう。

中小企業の大半は赤字とも言われています。賃金を上げようにも上げられない、有利な制度融資の利用は返済負担を考えると慎重にならざるを得ない等々、賃上げに踏み切れない中小零細企業が多いのも事実です。初任給はこの企業も開示しますが、そこに一定の基準を設けつつも、福利厚生面の充実と情報開示を前提に、賃金向上への関心を高め、実際の運用に当たっては取組実績に応じてインセンティブを与えるといった取組があってもよいのではないのでしょうか。

中小零細企業にとっても比較的ハードルは低く、間口は広いと思われると思います。より少ない予算で、より多くの地元企業に幅広く賃金向上に向けた取組を喚起することにもつながることが期待できます。知事の御所見

をお聞かせください。

次に、賃金向上に向けた人材投資についてお伺いします。

賃金の水準は労使で決めるのが原則ですが、継続して賃上げができる道筋をつけることが肝要です。労働生産性の低迷が続く中、成長力を高めるためにも、働き手の職務内容をあらかじめ明確に規定するジョブ型雇用の導入など、働き方の見直しや人材教育といった付加価値を高める人的投資、またはテレワークなどの働き方改革もさらに進める必要があります。産業の新陳代謝や労働市場の流動化を促し、技術革新や生産性の向上につなげていく必要があります。新プランの下、賃金水準の向上と人材投資をどのように具現化していくのか、知事の御所見をお聞かせください。

脱炭素やデジタル化への投資を後押しし、そうした分野で成長産業を育て、衰退産業から人材移動を進めるといふ時代が到来することが、持続的な賃金上昇への道筋の一つと考えられています。

また、付加価値を生む源泉は土地や機械から人の知識やノウハウへ、「モノ」から「知」へ移っているとも言われています。失われた三十年の間、人件費をコストと捉える姿勢が日本企業の競争力を低下させてきたとも言われている今こそ、デジタル化の加速と相まって企業は担い手となる人材投資に踏み出すときであります。

内閣府では、つい最近、企業に知的財産や無形資産を生かして競争力を高めるよう促すガイドラインを公表しています。また、新プランの「選択・集中プロジェクト」の「デジタル化の推進」の中にもデジタル人材の育成をうたい、デジタルに関する専門的な知識・技術を有し、デジタル社会を支える人材の育成を掲げていますが、学校教育の現場のみならず、職業訓練の場にスポットを当てることで高度に訓練された多様な人材の蓄積につながる近道と考えます。

現在、鷹巣、秋田、大曲の技術専門学校では、受講料無料でデジタル化支援講習を実施していますが、正にこういった取組が付加価値を生み出

す源泉であり、多様な人材の蓄積につながり、企業においては生産性の向上、そして賃金の向上につながっていきます。その意味でも大いに期待できる取組と評価しています。特に、中小零細企業にとっては魅力的な取組だと思います。ぜひブラッシュアップし拡充を検討されてはいかがでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

最近、「フレキシキュリティ」という言葉を知る機会がありました。柔軟な労働市場と手厚い失業給付、実践的な公的職業訓練の三つを組み合わせた雇用政策です。デンマークが一九九〇年代に職業訓練の強化で失業抑制に成功したのが先駆けで、デンマーク・モデルとも呼ばれています。失業給付の受給者に職業訓練への参加が義務づけられるなど、就労支援と一体で制度が設計されています。コロナ禍でも短期の職業訓練が拡充され、働き手がキャリア転換に挑戦しやすい環境が構築されています。

ここで注目したいのは、職業訓練のカリキュラムを経営者団体と産業別・職業別の労組が話し合っただけで、自治体が運営する職業訓練学校で実施されることです。政労使の三者が緊密に連携し、企業も講師を派遣します。カリキュラムは毎年のように更新され、デジタル化などの技術革新や労働市場のニーズの変化に対応しています。このような取組を参考に、デンマーク・モデルとまではいかないまでも、県内に三校ある技術専門学校を商工団体等とも連携し、職業訓練による人的資本の向上を図る一大拠点と位置づけ、間口を広げてデジタル人材の確保・育成につなげてはいかでしょうか。

人材の育成は企業の成長に貢献し、企業の成長は収益の拡大へ、そして賃金水準の向上へとつながっていきます。冒頭でも触れたように、圧倒的多数の中小零細企業にとっても低コストかつタイムリーで大きな人材投資効果が期待でき、必ずや賃金水準向上の取組へ踏み出す一歩になると考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、高質な田舎・十年後の姿についてお伺いします。

これまでの「ふるさと秋田元氣創造プラン」の展開は、現在第三期目に受け継がれ、はや十二年が過ぎようとしています。知事が思い浮かべた十年後の秋田と現在の秋田。夢の実現に向けた取組は、さて、今どのように知事の目に映っているでしょうか。知事の思いをお聞かせください。

成就したものの、道半ばのもの、これぞと思うもの、様々あるでしょうが、自己採点すれば何点になるのでしょうか。この機会にお聞かせください。

このたび策定中の県政運営の最上位計画に位置づける新プランには、秋田の目指す将来の姿として、「概ね十年後の姿、高質な田舎の実現に向けて」を掲げています。本県が目指す高質な田舎とは、「秋田の原点」である豊かな自然や受け継がれてきた多様な文化に抱かれつつ、これを守り、ここに住む誰もが、一人ひとり自らの素養を磨き、豊かな心を持ってお互いを慈しみ合いながら、新たな産業や文化の創造にチャレンジし、生き生きとゆとりを持って暮らしている姿」と定義しています。

しかし、これだけではどんな秋田の将来像を思い浮かべればよいのか、いま一つ県民の心に響いてきません。第一期の「ふるさと秋田元氣創造プラン」では、「秋田の将来ビジョン」に「十年後の秋田に思いを馳せて」と題し、知事の思いがつけられています。それが、「ドライブ中のAターンスラリーマンの家族」、「あぜ道で語りあう農業経営者家族と近所の人たち」、「再会で話がはずむ卒園生の母親と保育園長」、「久しぶりに帰省中の娘と親子水入らずの高齢者夫妻」であります。

しかし、このたびの新プランには、高質な田舎を彷彿とさせる十年後の未来に思いを馳せた記述は、今のところ残念ながらありません。知事が策定する最後の県政運営指針であります。ぜひ、知事が目指そうとする「十年後の姿」に思いを馳せた情景を新プランに記載していただきたいと思いががでしょうか。

県政の主役である県民にも理解してもらえるように、また参画してもらえるように、そして秋田の未来に希望が持てるように、知事の思いを伝えてはいかがでしょうか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、大型国産材製材拠点の新設について伺います。

はじめに、森林・林業・林産業への支援策についてであります。昨年五月、日本最大の製材メーカーである中国木材株式会社が国内六か所目となる国産材製材工場を能代市に新設することを公表しました。今年の四月には土地造成を開始する予定です。そして二〇二四年一月には製材工場・未利用材工場の試運転を、同三月には乾燥・加工ライン、同十月には集成材工場の試運転を開始し、併せて二〇二五年六月には廃材を活用したバイオマス発電を約一キロワット規模で行い、FIT売電も行っていく予定です。総投資予定額は、土地取得費を除いて二百七十億円程度としており、雇用は現地採用二百十名程度を含め総計二百五十名程度としております。

同社の国産材製材拠点は、これまで、北広島工場、伊万里事業所、日向工場など関東以南を主としていましたが、このたびの能代工場は同社初の東北進出であるだけでなく、未利用材、製材、乾燥からバイオマス発電まで連携して行う、一〇〇%国産材を材料とする「日向モデル」の第二弾となります。

この大型国産材製材拠点が本県に新設されることについて、地元能代市や関連業界からは期待や関心が高まっているようですが、これからの県内森林、林業・林産業への影響について多面的な考察が必要と考えます。まずは、県としてどのような認識を持ち、どのような支援策あるいは対応策を講じているかと考えているのか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、原木の供給体制についてであります。

昨年、「秋田県木材産業協同組合連合会」の皆さんが宮崎県へ調査に行かれました。その調査を踏まえた今後の検討事項には、原木の確保対

策として、素材生産側との需給調整及び連携強化を挙げています。要するに、市場に安定的に消費量に見合う原木供給体制が構築できるのかという点です。宮崎県では県がコーディネーターの役割を果たし、林業・木材関係三団体と原木の納入等の需給調整を行う組織を立ち上げました。木材供給は全県レベルでの対応が必要であり、窓口の一本化は、森林業界、中国木材の双方にメリットがあります。

本県においても県が行司役となり、このような組織の立ち上げなどの取組を進めるべきと考えますが、現時点でどのような道筋をお考えか、知事の御所見をお聞かせください。

また、原木確保に欠かせない要素の一つに路網整備の充実が挙げられます。スギの素材生産量は宮崎県が日本一であり、本県は面積が日本一となっております。本県には資源はあるが、十分に活用されていないという一面があり、その障害の一つとなっているのが路網整備です。今後見込まれる供給量の増加に見合った路網整備を加速できるのか。製材量を増やそうにも山から木が出てこないとどうしようもありません。

日向工場と能代工場で予定されている原木消費量を比較すると、日向工場は平成二十八年度では年間約五十万立米となっており、能代工場は約二十四万立米を見込んでいます。本県の中心樹種であるスギの年間素材生産量は百十三万立米で、素材生産量全体の八八%を占めています。このうち、県内トップクラスの合板メーカー向けの供給で約五十三万立米を占めています。既存先への供給量を確保した上で能代工場が加われば、年間百三十万立米以上の原木を安定的に確保しなければならぬこととなります。

そのためにも能代工場本格稼働前から対策を講じていくことが肝要であり、中国木材進出を踏まえ高性能林業機械等に十分に対応できる路網整備に、どのように資本を投下していくのか。また、限られた予算の中でどのように選択と集中を進めていくのか、その具体策について、知事の御所見をお聞かせください。

次に、能代港の整備についてお伺いします。

中国木材の堀川社長はインタビュー記事の中で、なぜ大型国産材製材工場新設の地に能代を選んだのかという問いに対し、「最低でも十萬坪の広い土地が必要である。そして、消費地が首都圏や大都市近郊になるため、製品を内航船で運べるように、できれば港の近くがよい」と答えています。

実際に、日向工場はコンテナ基地である細島港に面した立地にあり、輸出の拠点にもなっています。能代工場の本格稼働後の状況にもよりますが、能代港においても取扱量の増加などの将来的な展望を見据えたバスやコンテナヤード等の整備の検討を始めてはいかがでしょうか。新プランでは、おおむね十年後の姿を秋田の目指す将来の姿に位置づけているように、これから目指すべき能代港の整備の在り方について、布石を打っておくべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。次に、里親支援についてお伺いします。

はじめに、里親等への委託推進の状況についてであります。

令和二年二月に策定された「秋田県社会的養育推進計画」は、児童福祉法の理念を踏まえた「家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護」を基本方針とし、「すべての子供が、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達等が保障された家庭の中で健やかに育つ」ことは、「県民全ての願い」である、という考えの下に策定されました。

本計画は、令和二年から令和十一年までの十年間を計画期間と定め、「社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益を図る」ための様々な取組を行うこととしており、その取組の中に「里親等への委託の推進」があります。

本計画では委託推進を明記し、里親委託率を令和六年度までに二六%、令和十一年度までに四〇%とする数値目標を掲げています。ちなみに、これまでの里親委託率は、平成二十五年度から平成二十九年度まで五年

連続で全国最下位となっており、平成三十年度は一二・二%で四十六位、令和元年度は全国平均二一・五%に対し一三・二%で四十四位と低迷していました。しかしながら、本計画がスタートした令和二年度は、全国平均は未確定ながら前年度比四・四ポイント増の一七・六%に上がり、さらに令和三年一二月時点では、途中経過ながら二〇・六%と初めて二〇%台に届きました。これもひとえに関係機関の地道な啓発活動など、取組の成果であろうと大いに評価したいと思います。中間年である令和六年度の目標達成見込みなど、今後の見通しについてどのように捉えているのか。また、本計画で新設されたフォスタリング事業における里親委託推進への効果や成果について、併せて知事の御所見をお聞かせください。

次に、支援の充実についてであります。

さて、里親の取組が進む一方で、里親を引き受ける人たちの課題についても考えなければなりません。里親登録組数は令和三年末で百三十八組と十年前の二倍以上になり喜ばしい反面、里親登録をやめる人も毎年のように後を絶ちません。理由についてはこの場では割愛しますが、可能な限り物心両面からのフォローアップが欠かせません。

県では、里親支援として、里親制度の普及啓発や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修といった取組を行っているほか、里親会の活性化に向けて、里親同士の相互交流による養育技術の向上や経験継承、孤立化防止などの活動を支援しています。

ここで留意すべきことは、委託児童の行動に起因する損害賠償事故が発生した場合の対応です。県では、これまで「里親損害賠償保険」の加入によって対処するなど里親の賠償責任を補償し、負担軽減に資する支援をしてきましたが、委託児童の行動には様々なケースがあり、全てをカバーしきれない現実があるのも事実です。レアケースかもしれないが、委託児童による里親自身へ与えた損害についての補償は現行制度下では対応できておりません。このような現状を鑑み、里親制度の普及と

里親の悩みや不安解消の一助として、より充実した補償が可能となるよう検討すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

もう一点は、里親支援専門相談員についてです。

里親支援専門相談員は里親をサポートする専門スタッフで、県内四カ所全ての児童養護施設と、乳児院に在籍しています。現行では、委託開始に当たる当該里親への説明は児童相談所の職員二名で行っていますが、さらに委託児童と里親双方に密接な関係のある里親支援専門相談員をサポートスタッフとして加える体制を構築してはいかがでしょうか。これにより「里親になる」から「子供を迎え育てる」までの一貫したトータルサポートを、より充実した体制にすることが可能になると考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、新スタジアム整備についてお伺いします。

「秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル」の募集要項が一月十一日に公表され、公募開始となりました。参加表明書等の提出期限は今日二月二十五日に予定されており、最終審査結果通知は三月下旬から四月上旬頃の予定となっています。

「提案を求める事項」の中にある「個別施設計画等」には、「市が建設費を負担し、維持管理も行う」とする「卸売市場再整備」、「行政の支援により、民間主導で行う」とする「新スタジアム整備」、「民間による施設整備」の三つが挙げられています。

この中で、県が直接的に関与するのは「新スタジアム整備」であり、またその「整備条件」には、一つ目として「プロスポーツだけではなくアマチュアスポーツの拠点となるなど、多くの県民、市民の健康づくりや交流人口の増加につながる多機能・多用途の施設とする」、二つ目として「陸上トラックのないスタジアムとする」、三つ目として「Ｊリーグスタジアム基準（二〇二一年度用）におけるＪ２基準を満たし、将来の改修により容易に同Ｊ１基準を満たすことが可能な施設とし、観客席

のみを覆う屋根とした場合および観客席を含めたスタジアム全体を覆う屋根とした場合の両方についての提案とする」、四つ目として「ICTなど先端技術を導入した次世代型スタジアムとする」、五つ目として「大規模災害時に防災拠点として活用できる施設とする」という五つの項目が示されています。

県はこれまで、新スタジアム整備について、具体的な整備条件等については明言を避けてきましたが、今回、市が公募で示した整備条件と同じ考えと受け止めてよいのか、知事の御所見をお聞かせください。

また、新プランの重点戦略が目指す姿の、「活気あふれる『スポーツ立県あきた』の実現」の施策の方向性「スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備」の主な取組に、「新体育館や新スタジアムの整備に向けた検討」を掲げていますが、具体的にどのような検討を想定しているのか、併せてお聞かせください。

さらに、前述の整備条件の中に、「次世代型スタジアム」とあるのは、スポーツ庁・経済産業省による「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第二版）」の「スタジアム・アリーナ改革指針」にある、顧客経験価値の向上を満たす、IT技術等の活用により顧客に対して様々な情報提供が可能なスタジアムを指しています。

これは正に、新プランの「選択・集中プロジェクト」の「デジタル化の推進」にも相通じるものと思いますが、残念ながら「デジタル化の推進」の中にはスポーツ分野への言及はありません。「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の趣旨も踏まえて、「デジタル化の推進」の中に「次世代型スタジアム」への対応を加え、議論を深める取組の一つとしてはいかがでしょうか、知事の御所見をお聞かせください。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

昨年のコロナウイルス感染者の一月当たりのピークは、八月の六百四人でした。その後は徐々に減少し、十一月十七人、十二月には九人まで減少基調で推移しました。しかしながら、今年に入り、一月は二千二

百二十四人と月ベースでは最多の感染者が発生し、二月に入ってもなかなか沈静化するまでには至っていません。医療現場をはじめ関係者の皆様の御尽力には、今さらながら頭が下がる思いであります。

このような中、昨年との大きな違いは、感染者数の多さもさることながら、自宅療養を導入した点です。視点を変えれば軽症者が増えたがゆえに、ということになるのでしょうか、心配なことは、自宅療養者へのフォローアップです。宿泊療養所では医療スタッフが即時対応できる体制が整っていると思いますが、自宅療養の場合、人数も多く、急変時への対応に支障はないのか。また、パルスオキシメーターや食料などの支援がタイムリーに届かないケースもあるやに聞き及んでいます。現状並びに今後の対応方針は万全なのか、知事の御所見をお聞かせください。

また、補正予算案には、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業」が計上されています。保健所において自宅療養が認められた方が支給対象となりますが、給付金の支給により自宅療養を希望する方が多数に上ることが考えられます。公平性の観点も含めて、宿泊療養と自宅療養の判断基準をどのように考えているのか、県民に理解してもらうためどのように伝えていくのか、お聞かせください。

また、入院等を調整中の方もかなりの数に上っており、昨年の状況とは一変した様相を呈しています。さらに、オミクロン株の次の変異株「ステルスオミクロン」が見つかり警戒感が強まっており、専門家によると、実行再生産数が一八%増えるという推計もあるようです。また、三回目のワクチン接種も加速することで、ますます医療現場への負荷が増えることが想定されます。感染拡大を背景に、医療体制が逼迫することのないように病床や宿泊療養施設の見直しは必要なのか。また、自宅療養者の対応について、医師会等医療関係者との連携にそこはないのか、知事の御所見をお聞かせください。

以上で私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 三浦茂人議員の代表質問にお答えを申し上げます。まず、「新秋田元氣創造プラン」の、モニタリング指標の導入等でございます。

限られた資源を有効に活用し、成果を重視した県政を推進するためには、PDCAサイクルによる進行管理が重要であり、これまでも政策評価制度の改善を重ねてまいりましたが、現行のプランの評価に当たり、次年度の予算編成の時期までに実績値が判明しない指標があることなどを課題と捉えております。

このため、新プランにおいては、施策の効果を定量的かつタイムリーに把握できる成果指標を設定するとともに、政策評価と実績値の公表にタイムラグが生じる統計データに基づく指標や、社会経済情勢等の外的要因の影響が大きい指標は、適宜適切に動向を注視すべき「モニタリング指標」として中間的な検証を加え、これまでよりも丁寧な評価を実施することにしていましたものであります。

今後は、「成果指標」と、名称を見直した「経過検証指標」等による的確な分析を通じて、エビデンスに基づく実効性の高い施策を展開し、新プランに掲げる目指す姿の実現に向けて力強く取り組んでまいります。次に、賃金水準の向上でございます。

賃金水準向上の目標でございますが、新プランの策定に当たっては、これまで労働団体の代表者や経営者から、具体的な金額を目標値とした場合には、これを達成できない企業への影響が大きいことや、既に目標値を上回る賃金水準にある企業においては、さらに引き上げる必要がないと判断する恐れがある旨の意見をいただいております。

また、賃金水準については、景気の影響を大きく受けるほか、業種や規模、従業員の年齢等によって異なるものであり、目標値として一律の金額を掲げることは困難であることも踏まえて発言したものであります。

一方で、賃金水準についての目標値を定めるべきとの意見も多くいただいたことから、金額そのものではなく、社会減の大きな要因の一つと考えられる大都市圏との格差の縮小に向けて、その順位、まずは地方圏の平均との格差の解消を目指すことにしたところであります。

新プランに掲げる目標値は、一層努力することで到達できる「努力型」としており、本県の賃金水準は全国で低位にあるものの、過去十年間の平均伸び率は東京圏や地方圏平均を上回っていることも踏まえ、プロジェクトに掲げる取組を分野横断的に展開することにより達成可能と考えております。

また、新プランを推進していくためには、県民にとって分かりやすさも重要であることから、「賃金水準の向上」に関しては、正に賃金のレベルについて目標を設定したものであり、県民所得やその向上につながる「労働生産性」、「県内就業率」については、関連する指標として十分に経過を検証しながら、実効性の高い施策を推進してまいります。

次に、賃金水準向上に関する当初予算案についてであります。補助制度などの優遇措置については、給与総額及び初任給の引上げを伴う複数年にわたる事業計画を要件として、有識者を交えた審査を行うこととしており、タスクフォースによる伴走支援や専門家派遣などのフォローアップを、きめ細かく実施することで目標の達成を実現してまいります。

また、要件を給与総額とすることについては、国の税制優遇を参考に制度設計したものであり、賃金の引上げ状況について、従業員への給与支給実績をヒアリングするなどして総合的に評価することとしております。

さらに、リーディングカンパニーなど地域経済をけん引する企業については、地域への波及効果の高い企業を想定しており、業種により資本金や従業員規模が大きく異なることから、それぞれの分野ごとの成長性や企業業績、技術力などを考慮して補助事業等の対象としてまいります。

加えて、補助制度や融資制度については、優遇制度のある中小・小規模事業者向けの事業とともに、小規模企業の競争力強化のため、デジタル基盤の整備や、M&A、協業化等の企業連携等を促進する事業を予定しているところであります。

今後も、リーディングカンパニーが、県内企業とサプライチェーンを形成しながら発展することで、同業他社や地域の中小・小規模事業者の賃上げにつながる効果が発揮され、地域全体の賃金水準が上昇するよう支援してまいります。

なお、施策の進捗管理については、個別企業のフォローアップを集約し、毎年度の新プランにおける施策評価において実施してまいります。

次に、法定外福利厚生の実でございませぬ。

特別休暇など、企業が任意で定めることができる法定外福利厚生の実は、人材の確保・定着を図る上で重要であり、また、従業員のモチベーションや組織全体の生産性の向上にもつながることから、県では、働き方改革を推進する中で、在宅勤務や研修制度の導入など、県内企業による好事例の普及・促進を図ってまいりました。

また、来年度は、リモートワークの導入や従業員のキャリアアップなど、魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援し、そうした取組の普及を図るほか、仕事と子育ての両立を応援する企業に対し、県の補助事業等において優遇することにより、福利厚生の実を図ることによりしてあります。

今後も、賃金水準の向上にもつながるよう、福利厚生など雇用環境の改善に取り組む県内企業を支援してまいります。

次に、賃金水準向上に向けた人材投資であります。

県内企業の生産性や賃金水準の向上を図るためには、設備投資や協業等による規模拡大などの取組に加え、産業構造の変化に対応した人材育成などにより、必要とされる分野へ人材を供給していくことが重要であります。

このため、県では、新プランにおいて、産業人材の確保・育成に重点的に取り組むこととし、デジタル技術者の確保・育成を図るほか、技術専門校における職業訓練の拡充、ニーズの高い分野への職業転換の促進や働きやすい職場づくりへの支援など、人材への投資を促進し、賃金水準の向上につなげてまいります。

また、技術専門校では、県内企業がデジタル技術を活用できるように、在職者を対象として、基礎的技能を習得する「デジタル化支援講習」を今年度から実施しており、参加者の意見等も踏まえながら、内容の充実を図ってまいります。

職業訓練の実施に当たっては、産業界や商工団体等のニーズを踏まえ、訓練内容に反映させているほか、県内企業から講師を招き、実務に直結した訓練を行っており、今後も、技術専門校が学び直しの拠点として、高校や大学などの教育機関や産業界、商工団体等と連携し、デジタル人材をはじめ、県内企業の成長を支える人材の育成を推進してまいります。

次に、「高質な田舎」「十年後の姿」であります。

本県の長年の課題である人口減少問題の克服には至っていないものの、これまでのプランに基づく取組により、自動車の一次サプライヤーやアニメーション制作等幅広い分野の企業誘致が進展するとともに、洋上風力発電の事業化が着実に図られているほか、エダマメ等の日本の産地づくりや大規模畜産団地の整備が進み、農業産出額が大幅に増加しております。

また、健康寿命の延伸や自殺死亡率の改善、全県に及ぶ高速道路網の拡大に加え、社会減の縮小など、各分野において一定の成果が現れてきておりますが、いまだ多くの課題を有している現状においては、自らを採点する立場にはないものと考えております。

いわゆる「思いを馳せた情景」については、価値観や性別など多様性の尊重が共通認識になりつつある中で、固定観念の押しつけにつながる可能性もあり、新プランにおいても記載しておりませんが、概ね十年後

の姿として、「個性が尊重され一人ひとりが躍動する姿」などの三つの具体像を、身近な事例を挙げながら分かりやすくお示ししたところであります。

新プランの目標達成に向けては、県政の主役である県民の御理解と御協力が不可欠でありますので、今後とも、様々な機会を通じて、私の思いを県民に伝えるとともに、皆様からの意見をしっかりと受け止めながら、誰もが希望を抱き、豊かさを実感できる秋田の実現を目指してまいります。

次に、大型国産材製材拠点の新設について、森林・林業・林産業への支援策でございます。

優良な森林資源と優れた木材加工技術の蓄積を背景として、「木材総合加工産地づくり」を推進している中、中国木材の進出に対し、関係者からは、原木需要の増大を期待する声がある一方、原木調達や、資源の減少を不安視する声も聞こえております。

県としましては、資源量には余力があるものと認識しており、原木が安定供給されることにより、中国木材と既存工場の共存共栄が図られれば、川上にも利益が還元され、再造林が進むなどの好循環が生まれるものと考えております。

このため、路網整備と高性能林業機械の導入促進により、原木の生産体制を強化するとともに、木材クラウドの活用による原木需給のマッチングを推進してまいります。

また、将来にわたって資源を循環利用できるよう、再造林を強力に推進するほか、県産材の販路拡大と製材工場の競争力強化に向けた取組を支援するなど、総合的に施策を展開し、林業・木材産業の成長産業化を図ってまいります。

次に、原木の供給体制でございます。

県では、宮崎県の事例を参考に、林業団体と木材産業団体に協議の場を設けるよう働きかけたところであり、現在、定期的に情報交換を行い

ながら、原木の安定取引に関する協定の締結に向けた検討が進められております。

また、中国木材は、県内の素材生産業者等と意見交換しながら、原木調達に関する方針を固めていくものと思われ、県としましては、林業団体や木材産業団体の意向を踏まえて、中国木材との調整の橋渡し役を務めてまいります。

路網整備については、原木の生産拡大に不可欠であることから、林道や林業専用道の延伸に加え、新たに、高能率生産団地内の既設の道路を改良し、低コストで林業専用道に格上げすることにしており、来年度から調査を実施し、令和五年度から順次工事を進めてまいります。

次に、能代港の整備でございます。

令和二年三月に、能代港港湾計画を改訂し、おおむね十五年先の施設の配置や規模等を位置づけるとともに、洋上風力発電の基地港湾として、埠頭用地等の整備を進めております。

こうした中、このたびの大型製材工場の進出による能代港の利活用については、今後、企業から具体的な事業計画が示されるものと考えており、県としましては、大いに期待しているところであります。

「新秋田元気創造プラン」においては、物流を支え本県産業の成長を後押しするため、港湾施設の整備を進めることとしており、大型製材工場等の今後の利活用の見通しを踏まえ、国や能代市、関係機関と連携を図りながら、必要な整備に取り組んでまいります。

次に、里親等への支援でございます。

その委託推進の状況でございますが、本県では、「秋田県社会的養育推進計画」に基づき、県内全市での里親制度説明会の開催や、ファミリーホームの開設の支援等を行っているほか、里親の包括的な支援を行うフオスターリング事業を、乳児院と児童養護施設において実施しております。

この事業では、里親の増加や養育能力の向上、里親と児童との丁寧な

マッチング、里親委託後のきめ細かなフォローなどに取り組んでいるところであり、本県の里親委託の推進に大きな成果をもたらしているものと考えております。

今後も、里親登録組数の更なる増加を図るとともに、里親委託前から児童の自立までの一貫した支援の充実を通じて、計画において令和六年度の目標に掲げた里親委託率二六％の達成を図ってまいります。

次に、支援の充実でございます。

現在加入している里親損害賠償保険は、委託児童が第三者に損害を与えた場合のみ補償対象となっておりますが、今後は、里親自身のけがや家財の損害についても補償の対象にするなど、より安心して養育できる環境整備に努めてまいります。

また、里親と児童の双方と密接な関係がある里親支援専門相談員に、委託開始時にも関わっていただくことは、信頼関係の構築や気軽に相談できる環境づくりに資するものであると思われまますので、今後、関係機関と協議しながら早急に取り組んでまいります。

次に、新スタジアム整備でございます。

秋田市のプロポーザルにおいて示されたスタジアムの整備条件については、提案者が満たすべき事項として市が定めたものであり、具体的な検討は、来年度以降まちづくり基本構想を策定する中で、事業パートナーの提案をたたき台に、県などと協議を行いながら進めていきたいとの説明を受けております。

県としましては、令和二年二月の「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究について」の最終報告で議会にお示しした、「J2基準を満たすスタジアム整備が可能な」面積と形状を有し、「整備に大きな支障となる課題がないこと」という候補地に関する基本条件はあるものの、具体的な整備条件は、今後、市と共に検討してまいりたいと考えております。

また、「新秋田元気創造プラン」における「新スタジアムの整備に向

けた検討」については、こうした整備条件に加え、整備・運営主体など事業手法等に関する検討を、市による具体的な候補地選定後に行っていく旨記載したものであります。

なお、新プランの選択・集中プロジェクト「デジタル化の推進」は、県民生活に関わるあらゆる分野においてデジタル化が進展する中で、県としての全体的な方針を示したものであり、スタジアムや新県立体育館など個別施設の対応については、基本構想などの整備に向けた検討の過程において、当然にその時点における最新のものを取り入れていくこととなります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

これまで感染者については、入院や宿泊療養を原則としておりましたが、オミクロン株による急速な感染拡大に対応するため、県の新型コロナウイルス調整本部の一元管理の下、重症化リスクの低い無症状者や軽症者は、自宅療養を可能にしたところであり、対象者に対しては、今後の療養方針を保健所から丁寧に説明しております。

自宅療養者には、パルスオキシメーターや食料品、日用品などを配送しており、導入当初は感染者の急増により配達が遅れたこともありましたが、緊急を要する場合には保健所による直接支援を行っているほか、配送作業の見直しなどにより、現在は遅れを改善しております。

また、自宅療養者の健康観察については、各保健所において、郡市医師会との協議を踏まえ、地域の実情に応じた協力を拡大していただいているところであります。

現段階では、入院が必要な方についても適切に対応できている状況であります。最大確保病床数に迫る感染状況となった場合には、一般医療との調整を図りつつ、緊急フェーズとして更なる病床確保を進めていくことも想定しており、こうした局面では、医療機関等と迅速に協議し、対応してまいります。

以上でございます。

●議長（柴田正敏議員） 二十番三浦議員の質問は終わりました。  
 委員会で議案審査を行うため、暫時休憩いたします。  
 午後二時七分休憩

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

午後四時四十五分再開

番	出 席 員	番	出 席 員
一 番	小野一彦	二 番	松田豊臣
三 番	鳥井修	四 番	高橋豪
五 番	瓜生望	六 番	島田薫
七 番	宇佐見康人	八 番	住谷達
九 番	薄井司	十 番	加賀屋千鶴子
十一 番	吉方清彦	十二 番	児玉政明
十三 番	小山緑郎	十四 番	鈴木真実
十五 番	佐々木雄太	十六 番	杉本俊比古
十七 番	加藤麻里	十八 番	小原正晃
十九 番	佐藤正一郎	二十 番	三浦茂人
二十一 番	鈴木健太	二十二 番	佐藤信喜
二十三 番	今川雄策	二十四 番	高橋武浩
二十五 番	北林丈正	二十六 番	竹下博英
二十七 番	石川ひとみ	二十八 番	石田寛
二十九 番	東海林洋	三十 番	渡部英治
三十一 番	原幸子	三十二 番	工藤嘉範
三十三 番	近藤健一郎	三十四 番	加藤鉦一
三十五 番	佐藤賢一郎	三十六 番	小松隆明
三十七 番	三浦英一	三十八 番	土谷勝悦
三十九 番	鈴木洋一	四十 番	柴田正敏
四十一 番	川口洋一	四十二 番	鶴田有司
四十三 番	北林康司	四十三 名	

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、二月十八日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一号 (2) 同 第二号

一、二月十八日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第三号

一、二月十八日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第四号 (2) 同 第五号

一、二月十八日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第七号 (2) 同 第八号

(3) 同 第九号 (4) 同 第一〇号

(5) 同 第一一号

●議長（柴田正敏議員） あらかじめ申し上げます。

会議時間は、会議規則第三十五条により午後五時までとなっておりますが、本日の会議は議事の都合により延長いたします。

日程第二、議案第一号から日程第十二、議案第十一号までの議案十一件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。

【三十一番（予算特別委員長原幸子議員）登壇】

●予算特別委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第一号令和三年度秋田県一般会計補正予算（第九号）及び議案第二号令和三年度秋田県下水道事業会計補正予算（第三号）であります。

今回の一般会計補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費や、農業生産基盤の強化、防災・減災、国土強靱化対策に係る公共事業など、国の補正予算に対応した事業等について計上されており、その総額は、四百六十一億五千二百三十二万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、六千六百五十三億一千七百一十万円となります。

また、秋田県下水道事業会計補正予算案は、収益的支出について、事業費を消費税及び地方消費税の実績見込みにより二千七十八万円減額するほか、資本的収支について、収入を国庫補助金の内示等により十億七千五百三十万円増額し、支出を改良費等の増により十億七千五百三十万円増額するものであります。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、関係分科会においてそれぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「新型コロナウイルス感染症への対応に要する財源」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「畜産競争力強化対策整備事業」などに

関して、それぞれ質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「『旅して応援！』あきた春割事業」に関して、質疑がありました。

また、建設分科会では、「河川改修事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第一号外一件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長吉方清彦議員）登壇】

●福祉環境委員長（吉方清彦議員） ただいま議題となりました、議案第三号について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第三号は、令和三年度の自然公園事業に要する経費の一部負担について、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第三号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長北林丈正議員）登壇】

●農林水産委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第四号、議案第五号及び議案第六号、以上三件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第四号から議案第六号までの三件は、事業費の増に伴い、県営土地改良事業などに要する経費について、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第四号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十二番（建設委員長佐藤信喜議員）登壇】

●建設委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第七号、議案第八号、議案第九号、議案第十号及び議案第十一号、以上五件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第七号から議案第十一号までの五件は、都市計画事業や流域下水道事業などの事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七号外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 以上で関係委員長長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

上程の議案十一件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第一号、議案第二号、議案第三号、議案第四号、議案第五号、議案第六号、議案第七号、議案第八号、議案第九号、議案第十号及び議案第十一号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十四分散会